

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、生活保護事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。</p> <p>・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務</p> <p>②生活保護法に基づく就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務</p> <p>③生活保護法に基づく被保護者健康管理支援事業に関する事務</p> <p>④生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>○医療扶助オンライン資格確認については、以下の事務を行う。</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理(※)</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※)</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務(※)</p> <p>(※) 社会保険診療報酬支払基金へ委託</p>
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 23の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表1の項松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年松山市条例第42号)第3条第1項第3号、同条第3項生活保護法(昭和25年法律第144号)第80条の4第1項、同条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表【第2条の表における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,162,167,168,169,170,171,172の項 【第2条の表における情報照会の根拠】 42,43,161,162の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第15条,第16条,第20条,第22条,第30条,第39条,第42条,第44条,第50条,第51条,第55条,第61条,第65条,第71条,第76条,第77条,第78条,第88条,第89条,第91条,第98条,第110条,第127条,第134条,第143条,第146条,第153条,第157条,第160条,第163条,第169条,第170条,第171条,第172条,第173条,第174条 【情報照会の根拠】 第44条,第45条,第163条,第164条 <医療扶助オンライン資格確認業務> 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第6号 4.生活保護法 第80条の4第1項, 同条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉推進部 生活福祉総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所 総務部 文書法制課(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所 福祉推進部 生活福祉総務課(089-948-6397)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請時に提出のあった個人番号を記載した書面は、確認後、直ちに個人番号をマスキングするとともにシュレッダーにより廃棄していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度毎及び職務異動・退職時は随時、更新するとともにパスワードの有効期限を設け定期的に変更していることから、権限のない元職員、アクセス権限のない職員等によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 15の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 15の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条 3.松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第1項第3号, 同条第3項	事後	条例制定
平成28年8月26日	I 5 ②所 属長	課長 黒木 成次郎	課長 花岡 和司	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	I 7 請求先	松山市役所 総務部 行政情報課	松山市役所 総務部 文書法制課	事後	課名変更に伴う変更
平成28年8月26日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I 4 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 5 ②所属長	課長 花岡 和司	課長 中野 洋一	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	I 1 ②事務の概要	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく(就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	事務の概要を追加
平成31年2月14日	I 4 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	法令上の根拠を追加
平成31年2月14日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	I 4 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	法令上の根拠を追加
令和2年3月19日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	令和元年8月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	令和元年8月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月29日	I 4 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	法令上の根拠を追加
令和3年1月29日	II 1 いつ時点の計数か	令和元年8月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 2 いつ時点の計数か	令和元年8月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	法令上の根拠を変更、削除、追加
令和3年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	I 1 ②事務の概要	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく被保護者健康管理支援事業に関する事務 ④生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	制度改正による追記
令和4年11月11日	I 1 ②事務の概要		○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての特定個人情報の連携事務、資格履歴管理事務、本人確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「医療扶助オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を実施し、当市から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	制度改正による追記
令和4年11月11日	I 1 ②事務の概要		・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等」における本人確認事務を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報表示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	制度改正による追記
令和4年11月11日	I 3 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 15の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条 3.松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第1項第3号、同条第3項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 15の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条 3.松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第1項第3号、同条第3項 4.生活保護法 第80条の4第1項、同条第2項	事前	制度改正による追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	制度改正による追記
令和4年11月11日	I 4 ②法令上の根拠		〈医療扶助オンライン資格確認の準備業務〉 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 4.生活保護法 第80条の4第1項、同条第2項	事前	制度改正による追記
令和4年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	I 1 ②事務の概要	○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての特定個人情報の連携事務、資格履歴管理事務、本人確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「医療扶助オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー」等における資格履歴管理事務を実施し、当市から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての特定個人情報の連携事務、資格履歴管理事務、本人確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「医療扶助オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー」等における資格履歴管理事務を実施し、当市から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	制度改正による追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	I 1 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報表示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報表示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事前	制度改正による追記
令和5年11月13日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月27日	I 1 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく被保護者健康管理支援事業に関する事務 ④生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 ②生活保護法に基づく就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③生活保護法に基づく被保護者健康管理支援事業に関する事務 ④生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 	事後	制度改正による追記
令和7年2月27日	I 1 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての特定個人情報の連携事務、資格履歴管理事務、本人確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「医療扶助オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、当市から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。 ・当市から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報表示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療扶助オンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務(※) (※)社会保険診療報酬支払基金へ委託 	事後	制度改正による追記
令和7年2月27日	I 1 ③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末	事後	制度改正による追記
令和7年2月27日	I 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項 別表第一 15の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> 第15条 3.松山市個人番号の利用等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号, 同条第3項 4.生活保護法 <ul style="list-style-type: none"> 第80条の4第1項, 同条第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項 別表 23の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> 第15条 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号) <ul style="list-style-type: none"> 表1の項 4.松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年松山市条例第42号) <ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号, 同条第3項 5.生活保護法(昭和25年法律第144号) <ul style="list-style-type: none"> 第80条の4第1項, 同条第2項 	事前	制度改正による追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	I 4 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表 【第2条の表における情報提供の根拠】(「生活保護関係情報」) 13.14.18.20.28.37.40.42.48.49.53.59.63.69.74.75.76.86.87.89.96.108.125.132.141.144.151.155.158.161.162.167.168.169.170.171.172の項 【第2条の表における情報照会の根拠】 42.43.161.162の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 【情報提供の根拠】(「生活保護実施関係情報」) 第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条 【情報照会の根拠】 第44条、第45条、第163条、第164条 <医療扶助オンライン資格確認業務> 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第6号 4.生活保護法 第80条の4第1項、同条第2項	事前	制度改正による追記
令和7年2月27日	I 5 ①部署	保健福祉部 生活福祉総務課	福祉推進部 生活福祉総務課	事後	組織改正に伴う変更
令和7年2月27日	I 8 連絡先	〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所 保健福祉部 生活福祉総務課(089-948-6397)	〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所 福祉推進部 生活福祉総務課(089-948-6397)	事後	組織改正に伴う変更
令和7年2月27日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月27日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	時点修正